

令和4(2022)年度とちぎの仕事魅力発信デジタルマーケティング業務委託仕様書

1 業務名

令和4(2022)年度とちぎの仕事魅力発信デジタルマーケティング業務

2 委託業務の背景・目的

本県では、東京圏への人口流出に歯止めがかからず、特に20代前半を中心に若い世代において東京圏への転出が顕著であり、KPIとして設定した県内大学生・短大生の県内就職率(2018:45.3%→2024目標値50.0%)も伸び悩んでいる(2021:47.2%)。

就職や結婚観などに関する大学生アンケート(2019.9)によると、県内大学3年生が就職先として考える地域は「栃木県外」が40.7%と最も多く(栃木県内:25.7%、特に考えていない:33.3%)、うち、東京圏(東京・埼玉・神奈川・千葉)の割合は51.1%である。就職の際に重視することとしては、「給与の額」が最も多く38.7%である(2位「休暇が十分取得できる」32.9%、3位「希望する職種がある」31.2%。就職先を県外と回答した学生に限ると、1位「給与の額」41.6%、2位「希望する職種がある」33.4%であり給与や職種への志向がより強い)。

栃木にも魅力ある多種多様な仕事があるにも関わらず、県内企業に関する情報を十分に持たないまま首都圏の企業を目指し、県内への就職について現実的な検討に至っていない大学生等が多いと想定される。

そこで、本事業ではマーケティング発想によるデジタルプロモーションを実施し、ターゲットである県内大学生等に向け、動画広告等の配信により栃木にも首都圏と同様の仕事があることや東京ではできない仕事が栃木にあることを伝え、県内就職・インターンシップに関する情報を効果的かつ効率的に届け、栃木を就職先の現実的な選択肢として意識付けることで、地元への定着を促進する。

3 委託予定期間

契約締結日から令和5年(2023)年3月3日(金)までとする。

4 委託予定金額

12,180千円(消費税及び地方消費税額を含む。)を上限とする。

5 委託概要

受託者は、令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度に実施したとちぎの仕事魅力発信デジタルマーケティング業務(以下「過年度事業」という。)を発展的に継承し、業務ごとの検証スキームを明示した上で本事業を実施すること。これに必要な「過年度事業」の内容等は受託者決定後に栃木県から提供する。

具体的な実施内容については、企画提案のあった内容を基に栃木県と協議の上、事業スキームや広告配信時期も含めた委託事業全体スケジュール等を盛り込んで決定する。

6 ターゲット及びウェブ広告配信実施時期等

次のとおりとする。ただし、目標を達成するための広告媒体・メニュー、ターゲットの分類や比重、実施時期の具体的な配信設定については、受託者が各種現状分析を行い、事業効果を最大化する観点から下記「7 業務内容(2)」に係る「広告運用計画」を提案し、栃木県と協議の上で決定するものとする。

(1) ターゲット

本格的な就職活動開始前であり、栃木県内を現実的な就職先地域としてイメージしていない大学生・短大生

- ・メインターゲット：県内大学生・短大生 ①男性 ②女性
- ・サブターゲット：首都圏（東京・神奈川・埼玉・千葉・茨城・群馬）等大学生・短大生 ①男性 ②女性

(2) ウェブ広告配信実施時期

配信時期は、事業効果を最大化する観点から提案を行い、栃木県と協議の上決定する。なお、大学3年生が業界・企業・仕事研究を行う時期（秋～冬頃）に重点的に配信することを基本とし、以下の3つのキャンペーンを想定すること。

- ・栃木のインターン応募キャンペーン/秋季
- ・栃木のインターン応募キャンペーン/冬季
- ・栃木で就活キャンペーン/冬季

(3) ウェブ広告からの誘導先ウェブサイト(LP)

とちぎブランド公式サイト「ベリーグッドローカルとちぎ」内、仕事・暮らし情報ページ (<https://verygoodlocal-tochigi.jp/tochigist/index.php>) など

7 業務内容

(1) 動画コンテンツと広告バナーの制作

ア 動画コンテンツの制作

(ア) 動画の目的

ターゲットが興味を高め、インターンや栃木の求人に応募するモチベーションを高めてもらう

(イ) 作成動画のコンセプト

ターゲットが就職先及びインターンシップ先として栃木県内を現実的な選択肢として意識付けることができるもの

(ウ) 構成・内容

- ・ 栃木県内で就くことができる仕事及びインターンシップ体験を映像化し、県内でも首都圏と遜色ない仕事やインターンシップ体験ができる、東京では出来ない仕事やインターンシップ体験が県内にあることを伝え、県内での就職やインターンシップ体験を現実的な選択肢として意識するきっかけとなるような内容とする。併せて、「栃木の暮らしの中で働く」ことの魅力も盛り込むこと。
- ・ 動画は6(3)LPに配置する。
- ・ ターゲットに最後まで動画を視聴してもらえるよう、特に動画再生の最初の5秒間を重視して制作に取り組むこと。

<構成例>

以下の構成を含むイメージ動画

- ・ 県内の魅力的な地域映像(360° 全方位カメラや超高精細撮影機材、遠隔操縦機(ドローン) 等で撮影したもの)、効果的な音響等

- ・ 企業のキャリア形成支援により成長していく就業者(インターンシップ含む)

- ・ 仕事に加えてプライベートも充実している就業者(インターンシップ含む)

※提案内容を推奨・誘導するものではない。より効果的・魅力的な提案を期待。

(エ) 制作本数：ターゲット・キャンペーンに合わせて複数本

<テーマ例>

栃木県内で働いた以下の場合の日常及び余暇の過ごし方

①理系(特に情報分野)をメインターゲットとした動画

(インターンシップ1本、就業1本の計2本)

②文系をメインターゲットとした動画

(インターンシップ1本、就業1本の計2本)

※提案内容を推奨・誘導するものではない。より効果的・魅力的な提案を期待。

※6(2)の3つのキャンペーンに最適な動画コンテンツであること。

(オ) 再生時間：2～3分程度を目安とする。

イ ウェブ広告バナーの制作

6(2)の3つのキャンペーンのウェブ広告で使用するバナーを各ターゲットに対してABテストができるよう制作すること。また後述を参照すること。

ウ その他

- ・ スマートフォン、タブレットから動画を視聴しているターゲットを意識し制作すること
- ・ 制作する動画や広告バナーはLPとの関連性・トンマナ(LPのコンセプトや雰囲気との統一性・一貫性)も加味すること。

(2) CVを目的とした広告配信と広告バナーについて

ア 広告配信

本事業で作成した広告バナーを使用し、ターゲット(エリア・年齢・性別・インサイト等)を選定の上、6(3)ウェブサイトへ誘導し、CV(コンバージョン)獲得を目的とした広告配信を行うこと。

なお、CVは「インターンシップ/求人応募の外部リンククリック」とする。

広告配信の際には、ウェブサイトや各種アプリケーション等の広告枠に表示される画像・テキスト広告(以下「リスティング広告・ディスプレイ広告」という。)を実施すること。

イ 広告プラットフォーム

広告を掲出するプラットフォーム(Google Search Ads、Google Display Network、Yahoo! Search Ads、Yahoo!ディスプレイアドネットワーク、Instagram等)は、ユーザー層の違いや対象となる市場及びターゲットへの広告到達確度、配信単価等を総合的に勘案し、事業効果の最大化を図るため最適と考えられるものを選択、または組み合わせることにより、広告を配信すること。

ウ 提案・実施

インターンシップ/求人応募を目的とするため、前項で制作した動画のLP上の配置や、インターンシップ/求人への応募へのCTA、リンクの作成等について提案し、LP管理運営受託者と連携を図り実施すること（例：現状のUI・UX改善、SEO対策、リンク集の作成等）。

エ 目標値

広告経由のCV地点である「インターンシップ/求人応募の外部へのリンククリック」は、合計で800CV・CPAY8,000を最低目標とし、これを達成した後においても事業目的達成のための広告配信最適化を図り、事業を実施すること。

オ シミュレーション

上記目標を達成するための広告媒体・メニューを選定し、効果の良い媒体に傾斜が掛けられることも視野に入れて計画し、シミュレーションを提出すること

カ 広告配信先の設定

広告の配信先については、ターゲット層のデジタルデバイスの保有・使用状況等を踏まえ、適切なバランスで設定すること。

キ クリエイティブの作成

ディスプレイ広告に掲出するTD（リスティング広告）・テキスト画像又はアニメーション（以下「クリエイティブ」という。）は、ターゲットとなるクラスターに応じて、趣向や素材及びコピー等が異なるものを複数パターン作成（パターンごとの必要なサイズ展開も含み、異サイズ展開はパターンの計数に含まない）し、配信すること。また、広告配信状況に応じて2週間に1回程度のクリエイティブの差し替えを行うものとし、広告効果の改善に努めること。また、広告を配信するデジタルデバイスの選択と合わせて、広告が最適に表示されるよう、適切なサイズのものが必要に応じて作成すること。また、リスティングを提案する場合は、広告表示オプションについても設定をすること。

ク 留意点

クリエイティブの作成にあたっては、効果的にターゲット層の行動を呼び起こし、委託期間全体を通じて広告効果が最適化されるよう、A/Bテストの手法を取り入れ、USP（Unique Selling Proposition）の見極め及びクリエイティブの質の向上を図ること。

(3) リンクバナーの作成等

ア リンクバナー作成

LPに掲載するため、「6 ターゲット及びウェブ広告配信実施時期」の広告運用計画で定めたターゲットへの訴求力の高いインターンシップ就職・採用情報サイトに遷移するリンクバナーを作成すること。

イ LPへの設置

作成したバナーや動画をLPへ掲載するにあたっては、LPの管理運営受託者と連携を図ること。

(4) 効果測定及び報告

ア 効果検証のスキームについて、概要や考え方を企画提案書に具体的に記載し、こ

れらを基礎資料として、栃木県と協議の上で決定するものとする。

イ 各媒体の管理画面数値、Google Analytics 等で、広告の表示回数、クリック数、CTR、CPC、CV 数、CPA、ユーザー属性（年齢・地域・デモグラ、特性等）、サイト誘導状況（広告経由の直帰率や動画閲覧数等）等进行分析し、定期的かつ栃木県の求めに応じて報告するとともに、ターゲティング手法、配信手法等の改善策を栃木県と協議の上実施すること。

ウ 広告配信開始1週間程度を目安に、原則として対面によるミーティングを実施し、広告結果の報告と運用の見直し等についての提案を行うこと。その後は2週間に1回以上隔週レポートとして広告の運用状況及びそれに基づく分析結果、運用の見直し方法及び結果等を提出すること。なお、ミーティングを対面で行う場合は、原則として発注者の所在地にて実施すること。

エ 広告配信完了後に、広告及びウェブサイトについて、STP分析の仮説やメディアプランニング等を評価する視点を取り入れたアクセス分析を行い、事業の結果分析及び今後の展開について改善提案を盛り込んだ「分析結果報告書」を、速やかに提出すること。

(5) 留意事項

ア 本事業の実施に当たっては、関係法令を順守し、栃木県と協議を重ねながら、適正に履行すること。

イ 別紙1「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に記載の業務を実施すること。

ウ 各業務上で必要となる事業者等へのアポイントメント、取材や動画及びウェブ等への掲載許諾などは、全て受託者の責任において行うこと。

エ 本仕様書により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て栃木県に移転すること。

オ 成果品に関する著作権肖像権等の権利は栃木県に帰属するよう整理すること。

カ 受託者は、栃木県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。

キ 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。

ク 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

ケ 本事業の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。

コ 事業実施のための個人情報の取扱いについては、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

サ 栃木県は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。

(6) その他

ア 本事業に係るアポイントメント、調整、撮影、編集・校正、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、宿泊・車両コーディネート費、各種データ費等）は、全て当初委託金額に含むこと。

- イ 見積書や請求書において、「動画・広告バナー等制作費」、「広告配信費」、「分析レポート費」を別立てで計上し、積算すること。
- ウ 動画共有サービスのIDやパスワードを栃木県に開示し、譲渡すること。
- エ 各業務の詳細について栃木県と協議の上で決定し、進捗状況を綿密に報告すること。
- オ 本事業の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、栃木県が承諾した場合はこの限りでない。

8 成果品

(1) 提出物

- ア 実績報告書（A4判）紙媒体5部及びそれを収めたUSBメモリ1個
- イ 制作した動画・クリエイティブを収めたUSBメモリ1個

(2) 提出場所

栃木県総合政策部総合政策課

(3) 提出期限

令和5(2023)年3月3日(金)

9 総括責任者

受託者は、本事業の実施に当たり、十分な経験を有するものを総括責任者として定めなければならない。また、企画提案時点で確約するものとし、原則として変更できない。

10 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結時に速やかに提出するもの

- ア 「5 委託概要」の事業計画書
- イ 「6 ターゲット及びウェブ広告配信実施時期等」の広告運用計画
- ウ 総括責任者通知書
- エ その他、栃木県が業務確認に必要と認める書類

(2) 事業完了後に速やかに提出するもの

- ア 完了届
- イ 「7 業務内容(4) 効果測定及び報告」業務の分析結果報告書
- ウ その他、栃木県が業務確認に必要と認める書類

11 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは栃木県と受託者が協議の上で定めるものとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。